第99回
定時株主総会招集ご通知

2018年４月１日 ▶ 2019年３月31日

日 時 ≫ 2019年６月27日（木曜日）午前10時
（受付開始　午前９時）

場 所 ≫ 東京都台東区池之端一丁目４番１号
東天紅　上野店　３階　鳳凰の間

書面または、インターネット等による議決権行使期限
2019年６月26日（水曜日）午後５時30分まで

議 案
- 第１号議案　剰余金の処分の件
- 第２号議案　取締役８名選任の件
- 第３号議案　監査役３名選任の件
- 第４号議案　補欠監査役１名選任の件
- 第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件
- 第６号議案　取締役賞与支給の件

目　次

第99回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
（添付書類）
事業報告 …… 20
連結計算書類 …… 35
計算書類 …… 37
監査報告書 …… 39

科研製薬株式会社
証券コード：4521

証券コード　4521
2019年６月11日

株　主　各　位

東京都文京区本駒込二丁目28番8号
科研製薬株式会社
代表取締役社長　大　沼　哲　夫

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討賜り、2019年６月26日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到達するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

３頁～４頁の「インターネット等による議決権行使について」をご確認のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱うものといたします。なお、双方が同日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱うものといたします。

また、インターネット等により複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。　　敬　具

記

1．日　　時　2019年６月27日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時）

2．場　　所　東京都台東区池之端一丁目４番１号
東天紅　上野店　３階　鳳凰の間

3．目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第99期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第99期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件
第６号議案　取締役賞与支給の件

4．その他株主総会招集に関する事項

（1）本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kaken.co.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

（2）代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ではございますが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kaken.co.jp/）において修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net（ウェブ行使）

行使期限：2019年６月26日（水曜日）午後５時30分まで

1. パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

以下はパソコンの画面を表示しております。

アクセス手順

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス

https://www.web54.net（ウェブ行使）「次へすすむ」をクリック

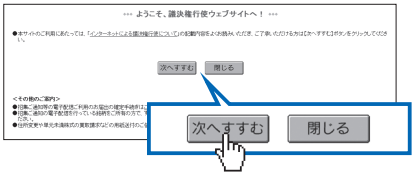

▼

2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

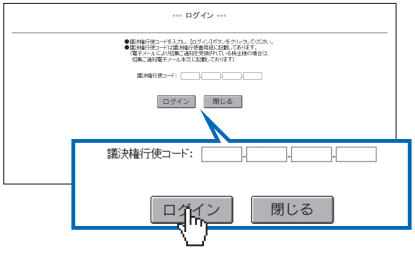

▼

3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

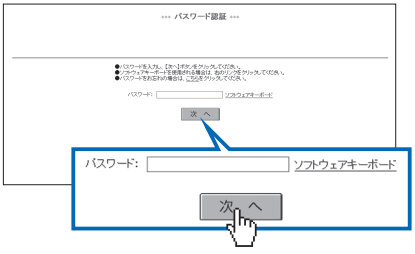

▼

4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

2. スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「スマート行使」ご利用イメージ

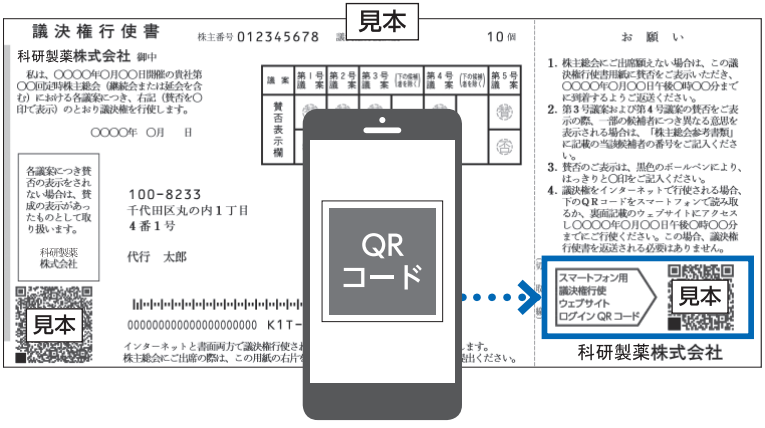

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
[電話] 0120(652)031（フリーダイヤル）（受付時間　9：00～21：00）

(2) 上記（1）以外のご照会（住所・株式数など）は、下記にお問い合わせください。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引きの証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行部
[電話] 0120(782)031（フリーダイヤル）（受付時間　土日休日を除く　9：00～17：00）

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金75円
なお、この場合の配当総額は、2,978,847,150円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年６月28日

第２号議案　　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって取締役７名全員が任期満了となります。

つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化をはかるため社外取締役１名を増員した取締役８名（うち社外取締役３名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）		当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	おおぬま てつお 大沼　哲夫	再任	代表取締役社長	100% (17回／17回)
2	ほりうち ひろゆき 堀内　裕之	再任	常務取締役　営業本部長	100% (17回／17回)
3	たかおか あつし 髙岡　淳	再任	常務取締役　経理部・特薬部担当	100% (17回／17回)
4	わたなべ ふみひろ 渡邊　史弘	再任	取締役　経営企画部・法務部・情報システム部・情報提供活動監督室担当	100% (17回／17回)
5	いえだ ちから 家田　力	再任	取締役　研究開発本部長	100% (17回／17回)
6	えのもと えいき 榎本　英紀	再任　社外　独立	社外取締役	100% (17回／17回)
7	たなべ よしお 田邉　芳男	再任　社外　独立	社外取締役	100% (17回／17回)
8	かみべっぷ きよこ 上別府圭子	新任　社外　独立	—	—

1 大沼　哲夫（おおぬま　てつお）（1950年11月30日生）

再任

略歴、当社における地位、担当

1974年 4 月　当社入社
2002年 4 月　当社営業企画部長
2004年 7 月　当社執行役員営業企画部長
2005年 6 月　当社取締役営業企画部長
2007年 4 月　当社取締役営業本部長
2007年 6 月　当社常務取締役営業本部長
2011年 6 月　当社代表取締役社長
現在に至る

所有する当社の株式数

13,600株

取締役候補者とした理由

営業部門における豊富な業務経験を有し、2011年に当社代表取締役社長就任後は経営者としての実績も有しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

2 堀内　裕之（ほりうち　ひろゆき）（1962年３月21日生）

再任

略歴、当社における地位、担当

1984年 4 月　当社入社
2010年10月　当社広島支店長
2014年 4 月　当社大阪支店長
2015年 7 月　当社執行役員大阪支店長
2016年 4 月　当社執行役員医薬営業部長
2016年 6 月　当社取締役医薬営業部長
2017年 4 月　当社取締役営業本部長
2018年 6 月　当社常務取締役営業本部長
現在に至る

所有する当社の株式数

3,500株

取締役候補者とした理由

営業部門における豊富な業務経験を有し、2017年に当社営業本部長就任後は営業部門の責任者としての実績も有しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

3 高岡（たかおか） 淳（あつし） （1955年６月28日生） 再任

略歴、当社における地位、担当

1978年 ４月　農林中央金庫入庫
2003年 ６月　同庫証券業務部長
2004年 ７月　同庫大阪支店副支店長
2005年 ６月　同庫ＪＡバンク統括部長
2007年 ６月　同庫常務理事
2010年 ６月　日本ユニシス株式会社常勤監査役
2014年 ６月　岡三証券株式会社顧問
2016年 ６月　当社常務取締役（経理部・購買部・特薬部門担当）
2016年 ８月　当社常務取締役購買部長（経理部・購買部・特薬部門担当）
2016年10月　当社常務取締役（経理部・特薬部門担当）
2019年 ４月　当社常務取締役（経理部・特薬部担当）
現在に至る

所有する当社の株式数

1,000株

取締役候補者とした理由

金融機関での豊富な経験と実績を有し、そこで培った幅広い見識を当社の業務執行に反映できると考え、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

4 渡邊（わたなべ） 史弘（ふみひろ） （1960年５月14日生） 再任

略歴、当社における地位、担当

1984年 ４月　東邦生命保険相互会社入社
2000年 ４月　当社入社
2007年 ４月　当社経理部長
2013年 ４月　当社総務部長
2013年 ７月　当社執行役員総務部長
2016年 ４月　当社執行役員
2016年 ６月　当社取締役（経営企画部・法務部・情報システム部担当）
2019年 ５月　当社取締役（経営企画部・法務部・情報システム部・情報提供活動監督室担当）
現在に至る

所有する当社の株式数

2,800株

取締役候補者とした理由

経理部門における豊富な業務経験を有し、2007年以降経理部長、総務部長を歴任し、財務、ＩＲ等における実績を有しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

5 家田（いえだ） 力（ちから） （1961年1月6日生）

再任

略歴、当社における地位、担当

1984年 4 月　当社入社
2009年 4 月　当社臨床開発部長
2014年 4 月　当社研開企画部長
2015年 1 月　当社開発ポートフォリオ推進部長
2016年 7 月　当社執行役員開発ポートフォリオ推進部長
2016年10月　当社執行役員研究開発本部長兼開発
　　ポートフォリオ推進部長
2017年 4 月　当社執行役員研究開発本部長
2017年 6 月　当社取締役研究開発本部長
　　現在に至る

所有する当社の株式数

3,100株

取締役候補者とした理由

研究開発本部における豊富な業務経験を有し、研究開発本部長就任後は研究開発部門の責任者としての実績も有しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

6 榎本（えのもと） 英紀（えいき） （1969年5月22日生）

再任　社外取締役　独立役員

略歴、当社における地位、担当

1999年 4 月　弁護士登録（第一東京弁護士会）
2005年 6 月　株式会社ゼンリン社外監査役
2009年 8 月　石井・榎本総合法律事務所設立
　　同事務所パートナー
2014年 4 月　第一東京弁護士会監事
2014年 6 月　当社取締役（現）
2018年 4 月　最高裁判所司法研修所教官（現）
2019年 1 月　榎本・藤本総合法律事務所設立
　　同事務所パートナー（現）
　　現在に至る

所有する当社の株式数

400株

重要な兼職の状況

榎本・藤本総合法律事務所パートナー
最高裁判所司法研修所教官

社外取締役候補者とした理由

弁護士として企業法務に携わってきた経験と専門知識を有しており、それらを当社の経営に反映していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

7 田邉 芳男（たなべ よしお） （1955年３月24日生）

再任 社外取締役 独立役員

略歴、当社における地位、担当

1978年４月　外務省入省
1989年10月　マッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社入社
1993年10月　大塚製薬株式会社入社（役員待遇）
2001年６月　同社執行役員
2008年３月　株式会社トクホン専務執行役員
2008年６月　同社専務取締役
2009年４月　同社代表取締役社長執行役員
2013年６月　同社顧問
2014年６月　同社退社
2014年９月　兆株式会社パートナー（現）
2016年６月　当社取締役（現）
2017年９月　株式会社メディカルオピニオン代表取締役（現）
現在に至る

所有する当社の株式数

1,000株

重要な兼職の状況

兆株式会社パートナー
株式会社メディカルオピニオン代表取締役

社外取締役候補者とした理由

外務省及び複数の企業での経営に携わった経験、実績、見識を有しており、それらを当社の経営に反映していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

8 上別府圭子（かみべっぷ きよこ） （1955年４月12日生）

新任 社外取締役 独立役員

略歴、当社における地位、担当

2001年４月　日本橋学館大学（現、開智国際大学）助教授
2002年４月　東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻助教授
2012年12月　東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻教授（現）
2013年４月　東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻長就任
2015年３月　東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻長退任
2017年４月　東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻長就任（現）
現在に至る

所有する当社の株式数

0株

重要な兼職の状況

東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻教授

社外取締役候補者とした理由

保健学博士・大学院教授としての豊富な専門知識と経験、見識を有しており、それらを当社の経営に反映していただけると判断し、社外取締役候補者としております。

（注）1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者榎本英紀氏、田邉芳男氏及び上別府圭子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は榎本英紀氏及び田邉芳男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、上別府圭子氏につきましても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 榎本英紀氏は社外役員以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に携わってきた経験と専門知識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。榎本英紀氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。
なお、榎本・藤本総合法律事務所と当社との間に顧問契約はございません。また、最高裁判所司法研修所と当社の間にも取引関係はございません。
5. 田邉芳男氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。なお、兆株式会社及び株式会社メディカルオピニオンと当社の間に取引関係はございません。
6. 上別府圭子氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、保健学博士・大学院教授としての豊富な専門知識と経験、見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。なお、上別府圭子氏は当社グループが寄付を行っている東京大学において大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻の教授を務めておりますが、当該寄付は教授個人及び所属する健康科学・看護学専攻へのものではありません。また、寄付金の額は直近事業年度における同大学の経常費用、経常収益に占める割合が0.1％未満と僅少、かつ、年間1,000万円未満であり、その規模、性質に照らし一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。
7. 当社は榎本英紀氏及び田邉芳男氏との間に会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額としております。本総会において両氏が再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、上別府圭子氏の選任が承認された場合には、同氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役岩本篤忠氏、監査役櫻井利雄氏及び監査役原一夫氏の３名が任期満了となります。

つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

1 岩本（いわもと） 篤忠（あつただ）　(1956年６月29日生)

再任

略歴、当社における地位

1979年 4 月　当社入社
2008年 4 月　当社大阪第二支店長
2011年 7 月　当社購買部長
2015年 6 月　当社常勤監査役
現在に至る

所有する当社の株式数

2,100株

監査役候補者とした理由

営業部門での経験と大阪第二支店長及び購買部長としての実績、それに基づく当社グループの事業に関する広範な知識と見識を有しており、引き続き当社の監査役として適任であると判断し、監査役候補者としております。

2 原（はら） 一夫（かずお）　(1949年４月14日生)

再任　社外監査役　独立役員

略歴、当社における地位

1968年 4 月　福岡国税局
1986年 7 月　国税庁長官官房
2007年 7 月　税務大学校副校長
2008年 7 月　熊本国税局長
2009年 9 月　税理士登録
2015年 6 月　当社監査役（現）
2016年 3 月　東亞合成株式会社社外取締役（監査等委員）
2018年 3 月　東亞合成株式会社社外取締役（監査等委員）退任
現在に至る

所有する当社の株式数

600株

重要な兼職の状況

税理士（原一夫税理士事務所）

社外監査役候補者とした理由

税理士として税務・会計に深い知識・見識を有しており、それらを当社の監査に反映していただけると判断し、引き続き社外監査役候補者としております。

3 遠藤（えんどう） 宏歳（ひろとし） （1954年５月18日生）

新任　社外監査役　独立役員

略歴、当社における地位

1978年 ４ 月　安田生命保険相互会社（現、明治安田生命保険相互会社）入社
2001年 ４ 月　同社純増推進部長
2004年 １ 月　同社福岡支社支社長
2005年 ４ 月　同社営業企画部長
2005年12月　同社執行役員業務部長
2009年 ４ 月　同社常務執行役
2012年 ４ 月　同社専務執行役
2014年 ４ 月　明治安田損害保険株式会社代表取締役社長
2018年 ４ 月　明治安田商事株式会社監査役（現）
　　現在に至る

所有する当社の株式数

0株

重要な兼職の状況

明治安田商事株式会社監査役

社外監査役候補者とした理由

金融業界での豊富な経験並びに経営者としての実績及びそこで培った見識を有しており、それらを当社の監査に反映していただけると判断し、当社の社外監査役候補者としております。

（注）1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者原一夫氏及び遠藤宏歳氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は原一夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、遠藤宏歳氏につきましても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 原一夫氏につきましては、税理士として税務・会計に深い知識・見識を有しており、それらを当社の監査に反映していただけると判断し、引き続き社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。同氏は社外役員以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。原一夫氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。なお、原一夫税理士事務所と当社の間に顧問契約はございません。
5. 遠藤宏歳氏につきましては、金融業界での豊富な経験並びに経営者としての実績及びそこで培った見識を有しており、それらを当社の監査に反映していただけると判断し、当社の社外監査役候補者としております。なお、明治安田商事株式会社と当社の間に取引関係はございません。
6. 当社は原一夫氏との間に会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額としております。本総会において同氏が再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、遠藤宏歳氏の選任が承認された場合には、同氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は本総会の開催の時までとなっておりますので、改めて法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名をあらかじめ選任することをお願いするものであります。

なお、その選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

いのうえ　やすとも
井上　康知　（1960年７月14日生）

社外監査役　独立役員

略歴

1999年４月	弁護士登録
1999年４月	高橋綜合法律事務所入所
2011年10月	長濱・水野・井上法律事務所設立 同事務所パートナー（現）
2012年６月	一般社団法人日本損害保険協会紛争解決委員（現）
2015年９月	株式会社シンクロ・フード社外監査役（現） 現在に至る

所有する当社の株式数

0株

重要な兼職の状況

長濱・水野・井上法律事務所パートナー
株式会社シンクロ・フード社外監査役
一般社団法人日本損害保険協会紛争解決委員

社外監査役候補者とした理由

弁護士としての専門的な知識及び経験を有しており、社外監査役に就任された場合にそれらを当社の監査に反映していただけると判断し、補欠監査役候補者としております。

（注）1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 井上康知氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は補欠の社外監査役候補者井上康知氏が監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 井上康知氏につきましては、弁護士としての専門的な知識及び経験を社外監査役に就任された場合に当社の監査に反映していただけると判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。同氏は社外役員以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、長濱・水野・井上法律事務所と当社との間に顧問契約はございません。また、株式会社シンクロ・フード及び一般社団法人日本損害保険協会と当社との間にも取引関係はございません。
5. 当社は、井上康知氏が社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額としております。

第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

１．提案の理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2007年６月28日開催の第87回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額330百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は５名であり、第２号議案が原案通り承認可決された後も、本制度の対象となる取締役は５名であります。

２．本制度に係る報酬等の額及び参考情報

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役及び執行役員（以下「役員」といいます。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。

（2）本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

（3）信託期間

2019年８月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2020年３月末日で終了する事業年度から2022年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、当該３事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する３事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2019年８月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、225百万円（うち取締役分として141百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、225百万円（うち取締役分として141百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、役員に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、225百万円（うち取締役分として141百万円）を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、52,200株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 役員に給付される当社株式等の数の算定方法

役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。役員に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、取締役分として10,900ポイント、執行役員分として6,500ポイントをそれぞれ上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、役員に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる役員のポイント数は、原則として、退任時までに当該役員に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式（上記（7）の記載に従って役員に給付される株式を除く。）については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜ご参考：本制度の仕組み＞

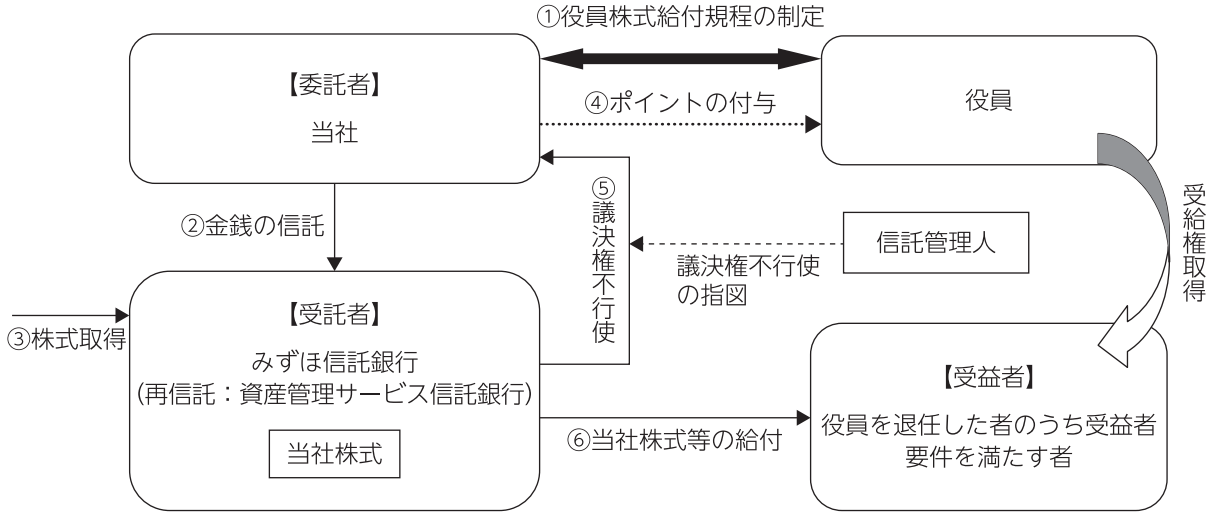

① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき役員にポイントを付与します。
⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥ 本信託は、役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、役員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第６号議案　　取締役賞与支給の件

社外取締役を除く当期末時点の取締役５名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額86,400,000円を支給することといたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は薬価改定の影響等により、対前年同期比4.3％減の94,165百万円となりました。

利益面では、売上原価率は前年並みであったものの、売上高の減少と販売費及び一般管理費の増加により、営業利益は対前年同期比10.6％減の24,592百万円となりました。販売費及び一般管理費が増加した主たる要因は、研究開発費が対前年同期比25.9％増加し、10,261百万円となったためであります。経常利益は24,972百万円（対前年同期比10.3％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は17,775百万円（対前年同期比6.7％減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①　薬業

医薬品・医療機器につきましては、爪白癬治療剤「クレナフィン」の売上は増加しましたが、関節機能改善剤「アルツ」、高脂血症治療剤「リピディル」の売上減少などにより減収となりました。

その背景としましては、薬価改定による影響が大きく、また、国の後発医薬品使用促進策の影響も継続していることなどがあげられます。

農業薬品につきましては前年並みとなりました。

この結果、売上高は91,804百万円（対前年同期比4.4％減）、セグメント利益（営業利益）は23,116百万円（対前年同期比10.5％減）となりました。

なお、海外売上高は9,016百万円となりました。

②　不動産事業

不動産事業の主たる収入は文京グリーンコート関連の賃貸料であります。売上高は2,360百万円（対前年同期比1.9％減）、セグメント利益（営業利益）は1,476百万円（対前年同期比10.8％減）となりました。

(2) 事業別セグメントの売上高

区分	当期売上高	前期売上高	対前期比増減
	百万円	百万円	%
薬業	91,804	96,022	△4.4
不動産事業	2,360	2,407	△1.9
合計	94,165	98,430	△4.3

(3) 研究開発の状況

医薬品の研究開発（基礎的研究及び臨床試験の実施等）を中心に、農業薬品の開発も行っております。

当連結会計年度の研究開発等の状況は次のとおりであります。

臨床開発段階のものといたしまして、ブリッケル・バイオテック社と共同開発中の原発性腋窩多汗症治療剤（BBI-4000）は、国内においてフェーズⅢ段階であり、米国においてブリッケル・バイオテック社がフェーズⅢを準備中であります。メディウンド社より導入した熱傷焼痂除去剤（KMW-1）は、フェーズⅢ段階であります。コーバス社より導入したレナバサム(一般名)はフェーズⅢ段階で、全身性強皮症については同社が日本を含めたグローバル試験を実施中であり、皮膚筋炎については同社が日本を含めたグローバル試験を計画中であります。

自社創薬の爪白癬治療剤（KP-607）は、フェーズⅠ段階であります。ボシュ・ヘルス社と独占的ライセンス実施許諾契約を締結いたしました自社創薬の乾癬治療剤（KP-470）は、カナダにおいてボシュ・ヘルス社が探索的な治験を実施中であります。

アーバー社から導入したアタマジラミ症治療剤イベルメクチン0.5%外用剤（KAR）は、治験準備中であります。

潰瘍性大腸炎治療剤（KAG-308）は、共同開発会社との共同開発契約を終了しました。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 設備投資等の状況

① 薬業

当連結会計年度の主な設備投資は、静岡工場における製造設備の新設と更新、品質管理棟新築工事を中心とする総額2,286百万円の投資を実施いたしました。

② 不動産事業

当連結会計年度は、総額19百万円の設備投資を実施いたしました。

(6) 対処すべき課題

当社グループは企業価値の最大化をめざし、社会から信頼される企業であり続けるため、以下の課題に取り組んでまいります。

・研究開発への重点投資

研究開発面では、資源投入の集中と研究開発の効率化によりパイプラインの充実につとめるとともに、国内外の企業・研究機関との共同研究や戦略的提携を行い、テーマの早期導出入をはかってまいります。

また、基礎試験の社外委託、治験に関する外部受託機関の活用や、海外臨床試験及び国際共同治験を実施するなど研究開発のスピードアップをはかってまいります。

・営業基盤の強化

営業面では、医療現場のニーズに即した付加価値の高い情報提供を行い、地域密着型の営業展開を行ってまいります。また、整形外科領域での地位を不動のものとするとともに、皮膚科領域でのプレゼンスを高めてまいります。情報発信の手段として、製品関連ウェブサイトやマスメディアなども活用してまいります。

・業務の適正化と効率化の推進

生産面では、設備投資の効率化、要員配置の最適化、品目、規格の見直しを進め、一層の原価率の低減につとめてまいります。

・環境保全の推進

環境保全の推進は企業の社会的責任との認識の下、「環境委員会」を中心に全社的に取り組んでおり、静岡事業所がISO14001の認証を取得しております。

なお、当社ウェブサイトにおきまして「コーポレートレポート」を公開しております。

当社グループは、2016年を起点とする３か年の中期経営計画において、以下の３点に重点的に取り組んでまいりました。

① 開発パイプラインの充実
爪白癬治療剤（KP-607）が臨床試験を開始し、アーバー社からアタマジラミ症治療剤イベルメクチン0.5%外用剤、コーバス社から全身性強皮症及び皮膚筋炎治療剤レナバサムを導入いたしました。

② クレナフィン及び新製品の価値最大化、既存製品の営業基盤の強化と効率化
クレナフィンは国内売上が伸長するとともに、海外（韓国、台湾、香港・マカオ、中国）への導出活動が進み、そのうち韓国、台湾におきましては、導出先企業による販売が開始されました。

③　変革の時代にふさわしい、創造力豊かな人材の育成
次世代を牽引するリーダーの育成に注力するなど、グループ全体で人材力の強化に取り組みました。

また、本中期経営計画の当初数値目標は、連結売上高1,100億円としておりましたが、想定以上の薬価改定の影響、競合環境の変化により、941億円という結果でありました。

2019年を起点とする３か年の中期経営計画においては、その期間の業績だけにとらわれず、厳しい時代を乗り切るための「成長基盤の確立」を重要課題と位置付け、以下の４点に重点的に取り組んでまいります。

①　開発パイプラインの充実を最優先課題とし、可能な限りの経営資源を配分する。
②　クレナフィンの海外展開、新製品の海外展開や適応拡大により、価値最大化をはかる。
③　連結売上高945億円達成に向け、営業基盤の強化と効率化をはかり、生産性の向上をめざす。
④　人材育成・人材教育により全社員の生産性を高め、存在感のある社員を育成するとともに、組織のスリム化・人員配置の適正化をはかる。

また、2021年度経営数値目標として、連結売上高945億円、連結営業利益250億円、連結ROE12%以上をめざします。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 96 期 自2015年4月1日 至2016年3月31日	第 97 期 自2016年4月1日 至2017年3月31日	第 98 期 自2017年4月1日 至2018年3月31日	第 99 期 (当連結会計年度) 自2018年4月1日 至2019年3月31日
売上高(百万円)	109,730	101,479	98,430	94,165
経常利益(百万円)	35,365	30,981	27,854	24,972
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	21,143	22,017	19,043	17,775
1株当たり当期純利益(円)	510.54	536.70	470.54	445.78
総資産(百万円)	132,991	135,060	152,417	155,985
純資産(百万円)	89,875	102,655	113,874	121,131

(注) 1. 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 2015年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しておりますが、1株当たり当期純利益につきましては、第96期の期首に株式併合が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 96 期 自2015年4月1日 至2016年3月31日	第 97 期 自2016年4月1日 至2017年3月31日	第 98 期 自2017年4月1日 至2018年3月31日	第99期(当期) 自2018年4月1日 至2019年3月31日
売上高(百万円)	107,627	99,949	96,891	92,549
経常利益(百万円)	34,743	30,863	27,747	24,850
当期純利益(百万円)	18,757	21,940	18,974	17,696
1株当たり当期純利益(円)	452.92	534.84	468.84	443.80
総資産(百万円)	130,838	133,157	150,808	154,347
純資産(百万円)	91,103	103,424	113,763	120,948

(注) 1. 売上高、経常利益、当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 2015年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しておりますが、1株当たり当期純利益につきましては、第96期の期首に株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
科研ファルマ株式会社	15	100.0	医薬品、医薬品原料、農業薬品、その他の化学製品の販売、広告代理店、損害保険・生命保険の代理店

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容

医薬品、医薬部外品、医療機器、動物用医薬品、農業薬品、飼料添加物の製造販売及び不動産の賃貸

(10) 主要な営業所及び工場

本　　社　東京都文京区本駒込二丁目28番８号
支　　店　札幌（北海道札幌市）、仙台（宮城県仙台市）、
東京・東京第二（東京都豊島区）、名古屋（愛知県名古屋市）、
大阪（大阪府大阪市）、中四国（広島県広島市）、福岡（福岡県福岡市）
営 業 所　全国48か所
新薬創生・
CMCセンター　静岡県藤枝市、京都府京都市
工　　場　静岡県藤枝市

(11) 使用人の状況

① 企業集団の使用人数

使用人数	前期末比増減
名 1,341〔 262 〕	名 △48

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. シニアスタッフ（定年後再雇用者）、嘱託社員、エリア従業員（無期転換制度に基づく無期雇用転換者）は使用人数より除いております。
3. 臨時雇用人員（シニアスタッフ、臨時使用人等）数は、〔 〕内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の使用人数

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 1,333〔 260 〕	名 △49	才 39.2	年 15.6

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. シニアスタッフ（定年後再雇用者）、嘱託社員、エリア従業員（無期転換制度に基づく無期雇用転換者）は使用人数より除いております。
3. 臨時雇用人員（シニアスタッフ、臨時使用人等）数は、〔 〕内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(12) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
	百万円
農林中央金庫	1,600
株式会社みずほ銀行	1,280

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　193,000,000株
（2）発行済株式の総数　48,439,730株（自己株式8,721,768株を含む。）
（3）株主数　9,704名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,594	6.53
東レ株式会社	2,294	5.78
農林中央金庫	1,843	4.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,692	4.26
株式会社みずほ銀行	1,474	3.71
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	953	2.40
杏林製薬株式会社	852	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	707	1.78
日本生命保険相互会社	680	1.71
科研製薬従業員持株会	587	1.48

(注) 1. 持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（8,721,768株）を除いて計算をしております。
3. 持株比率は、小数点以下第３位を四捨五入して表示しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

自己の株式の取得及び保有状況

① 取得株式

普通株式	601,310株
取得価額の総額	3,523,172,205円

② 決算期における保有株式

普通株式	8,721,768株

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項等

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大沼哲夫	
常務取締役	堀内裕之	営業本部長
常務取締役	髙岡淳	経理部・特薬部門担当
取締役	渡邊史弘	経営企画部・法務部・情報システム部担当
取締役	家田力	研究開発本部長
取締役	榎本英紀	榎本・藤本総合法律事務所パートナー 最高裁判所司法研修所教官
取締役	田邉芳男	兆株式会社パートナー 株式会社メディカルオピニオン代表取締役
常勤監査役	岩本篤忠	
常勤監査役	土井直巳	
監査役	櫻井利雄	
監査役	原一夫	税理士（原一夫税理士事務所）

（注）1. 取締役榎本英紀、田邉芳男の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役櫻井利雄、原一夫の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役櫻井利雄氏は、金融業界での豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役原一夫氏は、税理士としての資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役榎本英紀氏、田邉芳男氏及び監査役櫻井利雄氏、原一夫氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。なお、榎本・藤本総合法律事務所及び原一夫税理士事務所と当社の間に顧問契約はございません。また、最高裁判所司法研修所並びに兆株式会社及び株式会社メディカルオピニオンと当社の間にも取引関係等はございません。
6. 監査役青山正徳氏は、2018年６月28日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

株主総会決議に基づく報酬（年額）			
	取締役	8名	213百万円
	監査役	5名	60百万円
	(うち社外取締役・社外監査役)	(4名)	(28百万円)
株主総会決議に基づき支給予定の役員賞与			
	取締役(社外取締役を除く)	5名	86百万円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 上記の報酬（年額）の人員には、2018年６月28日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び辞任した監査役１名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役榎本英紀氏は、榎本・藤本総合法律事務所パートナー及び最高裁判所司法研修所教官を兼職しております。取締役田邉芳男氏は、兆株式会社パートナー及び株式会社メディカルオピニオン代表取締役を兼職しております。監査役原一夫氏は、税理士を兼職しております。なお、当社はこれらの法人等との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	榎本英紀	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、弁護士として企業法務に携わった経験と専門的見地から適宜発言をしております。
取締役	田邉芳男	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、外務省及び複数の企業での経営に携わった経験、実績、見識を背景に、適宜発言しております。
監査役	櫻井利雄	当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会13回全てに出席し、豊富な金融業界での経験と、ガバナンス、会計ほか経営全般についての深い知識を背景に、適宜質問・意見を述べております。
監査役	原　一夫	当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会13回全てに出席し、税理士として税務・会計に深い知識・経験を有していることにより、必要に応じて適宜質問・意見を述べております。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

明治アーク監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	38百万円

（注）1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、次のとおり内部統制システムを構築、運用しております。

1. 法令遵守体制
   - ・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
   - ・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
   - ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

   1）当社グループの取締役、執行役員及び従業員等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、グループ全体に共通した行為規範である「科研製薬企業行動規準」及び「科研製薬企業行動指針」を定め、これを遵守し行動すると共に、その啓発を図る。

   2）コンプライアンス担当役員を任命し、法務部を所管部署としてコンプライアンスの実践に継続的に取り組む。
2. 情報保存管理体制
   - ・取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

   株主総会、取締役会、経営会議など、取締役又は執行役員の出席する重要な会議について議事録を作成するほか、取締役及び執行役員の職務執行に係る重要な情報については、法令及び社内規程の定めるところにより、保存・管理を行い、必要な関係者が閲覧、謄写できる体制を整える。
3. リスク管理体制
   - ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
   - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

   1）リスク管理担当役員を任命し、経営企画部を所管部署として当社グループのリスクを把握・管理できる体制を構築する。

   2）リスク分類を行い、それぞれの責任部署を定め管理する。

3）当社グループの経営上重大なリスクの対応については、取締役会にて経営判断し、責任部署で管理する。
4）業務監査室は当社グループのリスク管理状況を監査し、社長・取締役会・監査役会に報告する。

4. 効率性確保のための体制
・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1）取締役会を毎月１回開催し、法令・定款に定められた取締役会審議事項に関する決議のほか、当社グループの経営の重要事項を審議する。
2）各取締役の担当業務及び各執行役員に執行委任する業務を取締役会で決定する。各取締役及び執行役員は、担当する業務を効率的に執行する。
3）子会社は、定期的に財務報告に係る事項を当社に報告するとともに、子会社の取締役又は監査役は、必要に応じて子会社の取締役会の審議における重要事項を取締役会に報告する。
4）経営会議等において、当社グループの経営に関する重要事項について、関係する取締役及び執行役員等が協議することにより、経営及び業務執行の全体としての効率化に努める。

5. 監査役スタッフに関する体制
・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1）監査役会に関する事務は総務部が行うものとする。
2）監査役から監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という）を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議の上、専任又は兼任の監査役スタッフを総務部に配置する。
3）監査役スタッフの知識・能力、員数又は従事体制について、監査役から改善等を求められた場合、取締役は監査役と協議の上、適切に対応する。
4）監査役は、監査役スタッフに対して直接指揮命令することができる。
5）監査役スタッフの考課及び異動については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重するものとする。

6. 監査役への報告体制
・取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
・監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

1）当社グループの取締役、執行役員及び従業員等は、当社の監査役に対して、当社グループに重大な影響を及ぼす事項を、直接的または間接的を問わず、報告するものとする。
2）当社グループの取締役、執行役員及び従業員等は、監査役から報告を求められた場合、すみやかに対応する。
3）監査役に対して前２号の報告をしたことを理由とする不利な取り扱いを禁止する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・その他会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査役の職務の執行について生ずる費用は、監査役の職務の執行に制約が生じないよう、予め定められた社内手続きに基づいて処理する。なお、緊急の必要により予め社内手続きを経ることができないときは、監査役が必要な職務の執行を先行することを妨げないものとする。
2）代表取締役は、監査役と定期的会合で意見交換を行う。
3）監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとする。
4）業務監査室は、監査役と緊密な連携を保ち、監査結果を監査役に報告するものとする。

なお、財務報告に係る内部統制については、経理部担当取締役を委員長とした財務報告に係る内部統制委員会を設置し、全社的に財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行っています。当該委員会で検討した事項は、社長及び検討事項に関係する担当取締役に提案又は報告し、重要事項は取締役会に付議又は報告しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

・全社各部署にてリスクと対策の見直しを行ったのち、リスク管理委員会においてリスクの把握、対策の実施状況について協議しました。その内容は取締役会にて審議のうえ承認されました。
・定例取締役会は12回、臨時取締役会は５回開催され、全身性強皮症及び皮膚筋炎治療剤「レナバサム」の導入、爪白癬治療剤「クレナフィン」の中国導出、アタマジラミ治療剤「イベルメクチン0.5％外用剤」の導入、並びに改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応など経営の重要事項が審議のうえ決議されました。
・監査役は、本社のほか支店、新薬創生・CMCセンター、工場において監査を実施するとともに、取締役会、企画会議などに出席し、また社外取締役、会計監査人、業務監査室とも連携して質の向上につとめました。

7．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりませんが、従来より表明しております以下の経営の基本方針を支持する者が「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

経営の基本方針

当社グループは「一人でも多くの方に笑顔を取りもどしていただくために、優れた医薬品の提供を通じて患者さんのクオリティ・オブ・ライフの向上につとめる」を企業理念として、株主の皆様から負託された企業活動を行うにあたり、経営の基本方針として次の三つの方針を掲げております。この基本方針に則り、企業価値の最大化をはかり、ステークホルダーの信頼と期待に応えてまいります。

① 患者さんと医療関係者のニーズに即した、有用な医薬品の創製・提供につとめる。
② 医薬品企業としての社会的責任を自覚し、高い倫理観をもって企業活動を行い、社会から信頼される企業をめざす。
③ 社員がその仕事に歓びと誇りをもち、活力あふれる存在感のある企業をめざす。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する継続的な利益還元を重要な経営目標と位置づけております。

他産業に比べ事業リスクの高い医薬品産業におきましては、より充実した自己資本が求められますが、当社は株主還元とのバランスに配慮しながら、業績水準に応じた柔軟な配当政策をとっております。内部留保は研究開発と営業基盤整備へ重点投資し、企業価値の最大化をはかってまいります。

また、当社の剰余金の配当は中間配当及び期末配当の年２回を基本とし、中間配当の決定機関は取締役会、期末配当は株主総会であります。

上記の方針に基づき、当期の中間配当は、１株あたり75円としました。期末配当については、１株あたり75円とし、年間配当は150円とする予定であります。

なお、取締役会決議に基づき60万株の自己株式を取得しました。

連結貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**103,731**	**流動負債**	**27,580**
現金及び預金	46,956	支払手形及び買掛金	10,729
受取手形及び売掛金	30,340	電子記録債務	1,529
有価証券	11,599	短期借入金	3,875
商品及び製品	6,113	未払金	3,639
仕掛品	2,647	未払費用	427
原材料及び貯蔵品	4,959	未払法人税等	4,042
その他	1,114	賞与引当金	1,149
貸倒引当金	△0	返品調整引当金	7
固定資産	**52,254**	売上割戻引当金	314
有形固定資産	**26,402**	役員賞与引当金	86
建物及び構築物	17,443	その他	1,777
機械装置及び運搬具	3,146	**固定負債**	**7,274**
工具、器具及び備品	1,320	退職給付に係る負債	6,642
土地	4,324	その他	631
建設仮勘定	166	**負債合計**	**34,854**
無形固定資産	**551**	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**25,299**	**株主資本**	**117,536**
投資有価証券	17,068	**資本金**	**23,853**
長期前払費用	4,610	**資本剰余金**	**11,408**
繰延税金資産	2,934	**利益剰余金**	**109,057**
その他	685	**自己株式**	**△26,782**
		その他の包括利益累計額	**3,594**
		その他有価証券評価差額金	**4,524**
		退職給付に係る調整累計額	**△930**
		純資産合計	**121,131**
資産合計	**155,985**	**負債・純資産合計**	**155,985**

連結損益計算書

（自　2018年4月1日
至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**94,165**
売上原価		**40,366**
売上総利益		**53,799**
返品調整引当金戻入額		2
差引売上総利益		**53,802**
販売費及び一般管理費		**29,209**
営業利益		**24,592**
営業外収益		
受取利息及び配当金	351	
その他	112	464
営業外費用		
支払利息	17	
為替差損	39	
リース解約損	10	
その他	17	84
経常利益		**24,972**
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	44	
ゴルフ会員権売却損	4	49
税金等調整前当期純利益		**24,922**
法人税、住民税及び事業税	8,022	
法人税等調整額	△874	7,147
当期純利益		**17,775**
親会社株主に帰属する当期純利益		**17,775**

貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**102,183**	**流動負債**	**27,152**
現金及び預金	46,090	支払手形	6
受取手形	397	電子記録債務	1,500
売掛金	29,383	買掛金	10,361
有価証券	11,599	短期借入金	3,875
商品及び製品	5,972	未払金	3,640
仕掛品	2,647	未払費用	427
原材料及び貯蔵品	4,978	未払法人税等	4,015
前払費用	144	預り金	162
その他	968	賞与引当金	1,148
固定資産	**52,163**	役員賞与引当金	86
有形固定資産	**26,401**	返品調整引当金	7
建物	16,788	売上割戻引当金	314
構築物	655	その他	1,605
機械及び装置	3,124	**固定負債**	**6,247**
車両運搬具	21	退職給付引当金	5,615
工具、器具及び備品	1,319	その他	631
土地	4,324	**負債合計**	**33,399**
建設仮勘定	166	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**551**	**株主資本**	**116,423**
ソフトウェア	369	**資本金**	**23,853**
その他	181	**資本剰余金**	**11,408**
投資その他の資産	**25,210**	資本準備金	11,406
投資有価証券	17,068	その他資本剰余金	1
関係会社株式	15	**利益剰余金**	**107,944**
前払年金費用	321	利益準備金	1,413
繰延税金資産	2,509	その他利益剰余金	106,530
その他	5,295	固定資産圧縮積立金	283
		別途積立金	9,000
		繰越利益剰余金	97,247
		自己株式	**△26,782**
		評価・換算差額等	**4,524**
		その他有価証券評価差額金	**4,524**
資産合計	**154,347**	**純資産合計**	**120,948**
		負債・純資産合計	**154,347**

損 益 計 算 書

（自　2018年4月1日
至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**92,549**
売上原価		**39,004**
売上総利益		**53,545**
返品調整引当金戻入額		2
差引売上総利益		**53,547**
販売費及び一般管理費		**29,076**
営業利益		**24,471**
営業外収益		
受取利息及び配当金	351	
その他	112	464
営業外費用		
支払利息	17	
為替差損	39	
リース解約損	10	
その他	17	84
経常利益		**24,850**
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	44	
ゴルフ会員権売却損	4	49
税引前当期純利益		**24,801**
法人税、住民税及び事業税	7,976	
法人税等調整額	△871	7,104
当期純利益		**17,696**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月８日

科研製薬株式会社
　取　締　役　会　御中

明治アーク監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　二階堂　博　文　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　松　浦　大　樹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、科研製薬株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、科研製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月８日

科研製薬株式会社
　取　締　役　会　御中

明治アーク監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　二階堂　博　文　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　松　浦　大　樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、科研製薬株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び明治アーク監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。
2. 監査結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月８日

科研製薬株式会社　監査役会
常勤監査役　岩　本　篤　忠　㊞
常勤監査役　土　井　直　巳　㊞
社外監査役　櫻　井　利　雄　㊞
社外監査役　原　　一　夫　㊞

以上

以　上

メ　モ　欄

株主総会会場ご案内図

日　時

2019年
6月27日（木曜日）
午前10時
（受付開始 午前９時）

会　場

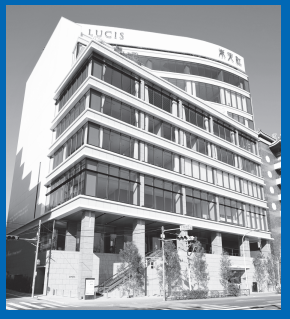

東天紅　上野店
３階　鳳凰の間

東京都台東区池之端一丁目４番１号
電話 03（3828）5111（代）



交通のご案内

- 東京メトロ千代田線 **「湯　島　駅」（１番出口）** 徒歩３分
- 東京メトロ銀座線 **「上野広小路駅」（Ａ３出口）** 徒歩10分
- 東京メトロ日比谷線 **「仲御徒町駅」（Ａ３出口）** 徒歩13分
- 都営大江戸線 **「上野御徒町駅」（Ａ３出口）** 徒歩10分
- ＪＲ **「上　野　駅」（広小路口）** 徒歩13分
- ＪＲ **「御 徒 町 駅」（北口）** 徒歩13分
- 京成線 **「京成上野駅」（池の端口）** 徒歩10分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

科研製薬株式会社

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。